

## 7月の税務カレンダー

- ☆所得税予定納税額の減額申請・・・7/18
- ☆所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- ☆固定資産税の第2期分の納付
- ☆6月分源泉所得税住民税の納税（納期の特例適用者は1月～6月分）・・・7/10
- ☆平成29年5月決算法人の確定申告
- ☆11月決算法人の中間申告（法人・消費）



## 【税務耳より情報】

○中小企業等経営強化法が昨年7月1日より施行されました。中小企業・小規模事業者等の経営力強化を図るため、中小企業等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により生産性を向上させるための現状認識や目標、取組内容などを記載した「経営力向上計画」を作成・申請し、認定を受けると、1) 認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定資産税が3年間50%になるとともに、2) 様々な金融支援（信用保証協会による信用保証の枠の拡大、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証など）が受けられます。昨今、市町村で課税される償却資産税の滞納及び無申告が増加しています。償却資産税の圧縮が可能な制度を是非ご利用ください。詳細は、担当者にご連絡ください。

## 《ちょっとランチタイム》

今回は、今年5月にオープンされたBon Carne（ボンカルネ）さんです。住所は、深谷市上柴町西4-29-13です。東都医大の近くにあります。とにかくお肉が美味しいです。熟成肉にこだわったイタリアンレストランで、ランチも超お得で、メイン料理を選び、すべてランチメニューに蒸しサラダ、プチデザート、小鉢が付きます。写真は、ビーフドリアセットです。夜には、イタリアン居酒屋になります。肉の饗宴（牛・豚・鳥ステーキの盛り合わせ）は、肉好きの方は是非お試しくださいませ！感動しますよ！！



## 《社労士法人よりお知らせ》

報酬額改定は社会保険の届出が必要な場合があります

毎年、算定基礎届の作成を行っている、昇（降）給など固定的賃金の変動にともなって、報酬額（給与）が大幅に変わった方を見受けられます。

この場合、変動月から3ヶ月（各月17日以上を支払基礎日数の条件有り）に支払われた報酬の平均を出し（残業など非固定的賃金含む）、従前との標準報酬月額と2等級以上の差が生じた場合、月額変更届の提出が必要になります。

届出が遅れると、遡って徴収または還付（充当）になるため、還付（充当）であれば遅れても充当されますが、徴収となると本人からも徴収、会社も遡った分が一度に引落としになるため、その月の引落とし額が多くなります。改定があった場合は注意して下さい。

月額変更届の提出には、役員の方は議事録の写しと賃金台帳、役員以外で大幅に（5等級以上）変わる方若しくは遡っての手続きになる場合は、出勤簿と賃金台帳が必要になります。不明な点がありましたら、会計担当者にお問い合わせ下さい。

## 賞与を支払ったら賞与支払届の提出をお願いします

賞与を支払ったら、所轄の年金事務所へ賞与支払届を忘れないよう提出して下さい。社員の方から賞与に係る健康保険料・厚生年金保険料を控除し、届出を失念、2年を経過すると時効になり、保険料の納付が原則できません。将来もらう年金額にも影響します。

## //経営情報// 事業承継2

事業譲渡には3つの要素があります。引き継ぐ「人（経営）」の承継。次に、経営理念や取引先との人脈といった「理念と信用」の承継。更に、自社株式・事業用資産、債権や債務など「貨幣評価できる資産」の承継を、計画的に着実に進める必要があります。

まず、誰に引継でもらうのかです。

この時、相続対策を優先して進められる方がいます。例えば、会社に全く関わっていない婚姻後の娘に自社株を譲る行為が典型です。残される親族のことを思い早めの対策をとっておきたいという親心でしょう。実際に自社株の評価及び「贈与」の相談がありました。評価については現在の「時価」を知っておくことは大事です。

しかし、先のようなヒトへの株の譲渡は後継者の経営にとって、将来不安定な株となる要素が高く、足枷となります。後継者にとって不安な気持ちの中での経営を進めることとなります。

したがって、まず誰を後継者にするかを決めることです。そしてその後継者に事業性の資産をすべて譲ったとしたらどうなるか？検討しては如何でしょうか？その際には当社担当者にお声掛けいただければ専門スタッフがお伺いします。

後継者の決め方にも順番があります。それは次回にします。